＼65歳以上のひとり暮らしの方へ／

仙台市 終活情報登録制度

～“もしも”のときのために、今できる準備を～

令和8年11月2日から登録受付開始！

登録無料

まずはお電話を！

終活情報登録制度とは？

病気や事故などによって意思表示ができなくなったときや、亡くなったときに備えて、連絡先情報などを事前に市に登録する制度です。もしものときに、警察・消防・医療機関などからの問い合わせがあった場合、市が本人に代わって登録情報をお伝えします。

※市が自ら関係機関等へ情報提供や、安否確認その他の支援を行う制度ではありません。

終活情報登録制度のご案内

※「登録から情報開示までの流れ」については、裏面をご覧ください。

◆対象者

原則、市内にお住まいの**６５歳以上でひとり暮らしの方**

※65歳未満で重大な疾病等のある方や、65歳以上の夫婦など二人暮らしの方等はご相談ください。

◆登録できる情報（自由選択）

連絡先情報（ご家族など）、エンディングノートの保管場所、お墓の場所、遺言書の保管場所

◆情報開示先

警察、消防、医療機関、福祉事務所、本人が指定した方（ご家族など）

◆必要書類：①②は全員、③は必要な方

①仙台市終活情報登録申請書、②本人確認書類、③登記事項証明書（申請者が後見人の場合）

※申請書は、窓口で配布または市ホームページからダウンロード

※本人確認書類は、本人・申請される方のものが必要（マイナンバーカード等）

◆申請できる方

本人

※本人が申請できない場合に限り、成年後見人または親族（成年後見人がいない場合）の申請が可能です。

◆申請方法

下記お問い合わせ先に**事前に連絡し予約の上**、終活相談窓口にて申請（必要書類をご持参ください）

お問い合わせ先

終活相談窓口（健康福祉局高齢企画課）

☎０２２－２１４－８５５５

〒９８０－８６７１　仙台市青葉区国分町３-７-１市役所本庁舎６階

終活支援の最新情報はコチラから

登録から情報開示までの流れ

登録までの流れ

登録希望者
（本人または後見人等）

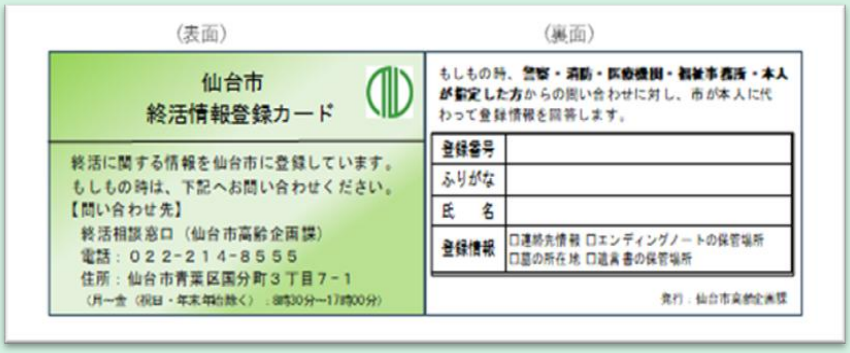
①相談・申請 →

← ②登録完了

仙台市
（終活相談窓口）

①終活情報登録申請書に必要事項を記入し、終活相談窓口へ提出します。
※申請の際は、**事前に予約の上**、お越しください。
②登録完了後、**「終活情報登録証」・「終活情報登録カード」**を交付します。
※登録料無料

登録カードのイメージ


（表面）

仙台市
終活情報登録カード

終活に関する情報を仙台市に登録しています。
もしもの時は、下記へお問い合わせください。
【問い合わせ先】
終活相談窓口（仙台市高齢企画課）
電話：０２２-２１４-８５５５
住所：仙台市青葉区国分町３丁目７-１
（月～金（祝日・年末年始除く）：8時30分～17時00分）

（裏面）

もしもの時、警察・消防・医療機関・福祉事務所・本人が指定した方からの問い合わせに対し、市が本人に代わって登録情報を回答します。

登録番号	
ふりがな	
氏　名	
登録情報	□連絡先情報 □エンディングノートの保管場所 □墓の所在地 □遺言書の保管場所

発行：仙台市高齢企画課

情報開示の流れ

【開示対象者】
警察、消防、医療機関、福祉事務所、本人が指定した方（ご家族など）

①照会 →

← ②情報の開示

仙台市
（終活相談窓口）

↓

「連絡先情報」に登録した連絡先

※「連絡先情報」に登録した連絡先には、もしもの時に、警察・消防・医療機関・福祉事務所・本人が指定した方から連絡をすることがあります。

①登録者本人が病気や事故等により意思表示ができなくなった場合や、亡くなった場合、関係機関や開示対象者に指定されている方は仙台市（終活相談窓口）へお問い合わせください。
②仙台市（終活相談窓口）が、開示対象者であることを確認した上で、登録情報を開示します。

お問い合わせ先

終活相談窓口（健康福祉局高齢企画課）
☎０２２－２１４－８５５５
〒９８０－８６７１　仙台市青葉区国分町３-７-１市役所本庁舎６階

終活支援の最新情報はコチラから